

2018年6月18日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（高圧）変更のお知らせ

この度、2018年6月25日付けで、弊社電気需給約款(高圧)の内容を一部変更いたします。
変更内容の詳細については、別紙をご参照お願い申し上げます。

以上

別紙

現行	変更後	変更理由
6. 需給契約 (5) 該当なし	【追加】 (5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。	電力の小売営業に関する指針と整合性を取るため
9. 供給の開始 (3) 該当なし	【追加】 (3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたことを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。	電力の小売営業に関する指針と整合性を取るため
11. 契約電力等 (2) 自家発補給電力について ロ(ハ) ※記載内容は旧約款を参照	【変更】 ロ(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、 <u>原則として、自家発補給電力の供給時間中に計量された30分の使用電力量から、常時供給メニューの契約電力を2で除した値を差し引いた値といたします。</u> <u>ただし、自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から常時供給メニューの契約電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。</u>	料金システムと整合性をとるため

現行	変更後	変更理由
<p>14. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)イ 検針は、<u>当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）</u>において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた日</u>において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>14. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者が<u>お客さまに</u>あらかじめ<u>お知らせした日</u>以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者が<u>お客さまに</u>あらかじめ<u>お知らせした日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>14. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する<u>検針区域の検針日</u>までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>あらかじめ定めた検針日</u>までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>あらかじめ定めた日</u>に検針を行ったものとみなされる場合があります。</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>14. 使用電力量の計量および検針</p> <p>(3)ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者が<u>お客さまにあらかじめお知らせした日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3)ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>15. 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除き、毎月、前月の計量日（当社が<u>あらかじめお客様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録される日</u>をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p>	<p>【変更】</p> <p>(1)電気料金の算定期間は、<u>下記の場合</u>を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。<u>ただし、14（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u></p>	<p>文意の明確化</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) ロ 契約種別、契約電力、<u>力率</u>等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) ハ 計量日の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、<u>5日を上回り、または下回る場合</u></p>	<p>【変更】</p> <p>(1) ハ 計量期間の日数が、<u>前月の計量日が属する月の暦日数</u>に対し、<u>6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p> <p>(1) ニ 該当なし</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) ニ <u>その他当社が計量期間を1月とすることが適切ではないと判断した場合</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>

現行	変更後	変更理由
<p>16 日割計算</p> <p>(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、<u>ロまたはハの場合</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、<u>前条（料金の算定および算定期間）(1)ハに該当する場合、「計量期間の日数」を「暦日数」と読み替えることとします。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>(1)当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、<u>ロ、ハまたはニの場合</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、<u>15（料金の算定および算定期間）(1)イのうち、電気の供給を開始した場合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を「供給開始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終了した場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「需給契約終了日が属する月の暦日数」にそれぞれ読み替えることとします。また、ロに該当する場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から今月の計量日の前日までの日数」と読み替えることとします。</u></p>	<p>料金システムと整合性をとるため</p>
<p>36 解除等</p> <p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>【変更】</p> <p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、<u>解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせし、かかる解除日をもって本契約が終了するもの</u>といたします。</p>	<p>文意の明確化</p>

現行	変更後	変更理由
<p>別紙1（燃料費調整）</p> <p>（3）燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p> <p><u>なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>（3）燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>別紙1（燃料費調整）</p> <p>（3）燃料費調整単価の適用 の表</p> <p>燃料費調整単価適用期間</p> <p>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</p>	<p>【変更】</p> <p>燃料費調整単価適用期間</p> <p><u>その年の請求対象月「6月」の期間</u></p> <p>※同じように各月の記載内容を変更</p>	<p>文意の明確化</p>
<p>別紙1（燃料費調整）</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>関西電力の係数</p> <p>α : <u>0.0332</u></p> <p>β : <u>0.3786</u></p> <p>γ : <u>0.6231</u></p> <p>X : <u>25,500</u></p> <p>基準単価 : <u>18 銭 8 厘</u></p>	<p>【変更】</p> <p>関西電力の係数</p> <p>α : <u>0.0140</u></p> <p>β : <u>0.3483</u></p> <p>γ : <u>0.7227</u></p> <p>X : <u>27,100</u></p> <p>基準単価 : <u>15 銭 6 厘</u></p>	<p>関西電力の約款改定</p> <p>2018年7月1日より適用する</p>